

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月4日

香川県立農業経営高等学校長 喜多 泰三

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度農業経営高校汚泥収集・運搬及び処分業務委託

(2) 業務の内容

仕様書による

(3) 業務場所

仕様書による

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

本契約は、収集・運搬及び処理を行う汚泥1m³あたりの単価契約とする。入札書には、汚泥1m³あたりの単価（税抜き）に148m³（年間予定数量）を乗じた金額を記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月24日午後3時まで提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：nogyokeieiko@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年3月4日から令和8年3月11日まで(香川県の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。))を除く午前8時30分から午後5時まで)

※令和8年3月10日及び令和8年3月11日は、公立学校入学者選抜試験のため、校内に立ち入ることができません。

〒761-2395

香川県綾歌郡綾川町北1023番地1

香川県立農業経営高等学校 事務室

電話番号 087-876-1161

FAX 087-876-1179

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月12日午後5時までに4に示した場所等に対し文書で行うこと。文書はFAXでの送付も可とする。

回答は、令和8年3月13日までに、本入札説明書交付者すべてに対してFAXで回答する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月24日 午後3時

(2) 開札の日時

令和8年3月25日 午前10時

(3) 開札の場所

香川県立農業経営高等学校 事務室

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月16日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査結果は、令和8年3月18日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

こと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(6) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団員の構成員と社会的に避難されるべき関係を有するものでないこと。

(8) 当施設から中間処理施設まで収集運搬する際に必要な当該産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業の許可を都道府県知事又は保健所設置市長から受けている者であること。

(9) 都道府県知事又は保健所設置市長から当該産業廃棄物の産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者であること。

(10) 都道府県知事又は保健所設置市長から当該産業廃棄物の産業廃棄物処分業（最終処分）の許可を受けている者、又は許可を受けている者と契約を締結していること。

(11) 過去5年間に本公告に示した業務の実績を有し、当該業務を適切かつ迅速に履行した実績がある者。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(8)から(11)までの要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月16日午後3時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月18日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約

の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、4に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。
- (3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。